

退職手当について

目 次

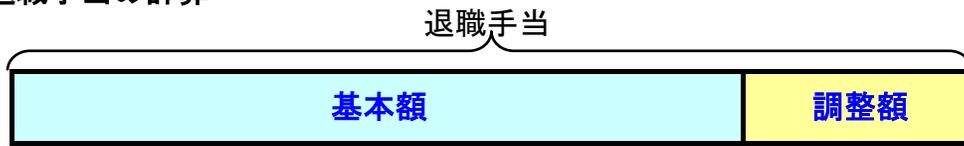
退職手当額決定の概略	1
国立大学法人琉球大学職員退職手当規程（抜粋）	2
退職手当支給率早見表	1 4
調整基本額早見表	1 5
退職手当額計算書（例）	1 6
退職手当に係る税金について	1 7
税金計算例	1 9
源泉徴収のための退職所得控除額の表・退職所得の源泉徴収税額の速算表	2 3
退職時に給与所得に係る住民税（月割額）の残額がある場合	2 5
問い合わせ先	2 6

退職手当額決定の概略

1. 適用される規程等

- (1) 国立大学法人琉球大学職員退職手当規程
- (2) 国家公務員退職手当法、同施行令、関係省令など

2. 退職手当の計算



$$\text{基本額} = \text{退職日本給月額} \times \text{支給率}$$

$$\text{退職日本給月額} = \text{本給月額} + \text{本給の調整額}$$

本給月額 → 基本給のこと

本給の調整額 → 大学院担当、病院の特殊業務など

} 退職日時点の額

支給率(退職理由別・勤続期間別割合に調整率を乗じた率、14ページ参照)

$$\text{調整額} = \text{調整基本額} \times \text{月数(最大で60月)}$$

調整基本額(15ページ参照)

3. 勤続期間

- (1) 職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた在職期間
- (2) 休職・停職の期間、育児休業をした期間の2分の1(育児休業で子が満1歳に達するまでの期間及び育児短時間勤務の期間は3分の1)の期間が除算される。
- (3) 法人化前に、地方公務員から引き続いて職員になった者で地方公務員を退職するときに退職手当を受給しなかった場合は、地方公務員の期間を勤続期間に通算する。
- (4) 在職期間に1年未満の端数がある場合は、切り捨てる。

4. 支給

- (1) 退職の日から起算して原則1か月以内に支給される。
- (2) 所得税、住民税、共済借入金残額等が控除される。

国立大学法人琉球大学職員退職手当規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）の職員（就業規則第26条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給等）

第2条 この規程による退職手当は、**職員が退職**（解雇された場合による退職を含む。以下同じ。）**した場合には、その者**（死亡による退職の場合には、その遺族）**に支給する。**

2～3 略

4 次条及び第7条の3の規定による退職手当は、**職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。**ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の額）

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した**退職手当の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。**

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、**退職した者に対する退職手当の基本額は、退職した日におけるその者の本給月額並びに本給の調整額及び教職調整額の月額の合計額**（国立大学法人琉球大学年俸制（Ⅰ）適用教員給与規程及び国立大学法人琉球大学年俸制（Ⅱ）適用教員給与規程の適用を受ける大学教員にあっては、当該教員が採用の時から教育職本給表（一）が適用される教員であったものとして国立大学法人琉球大学職員給与規程等により再計算した場合に退職日に受け取ることとなる本給月額及び本給の調整額の月額の合計額）（以下「**退職日本給月額**」といい、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその者の退職日本給月額の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき退職日本給月額とする。）**に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。**

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 就業規則第25条の規定により退職した者（同規則同条第3項の規定により定年の特例について、特に必要があると認められ別に定められた期限の到来により退職した者を含む。）

(2)～(4) 略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、就業規則第25条の規定により退職した者（同規則同条第3項の規定により定年の特例について、特に必要があると認められ別に定められた期限の到来により退職した者を含む。）

(2)～(7) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、若しくは解雇され、死亡により退職し、又は定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(本給月額減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額減額改定（本給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する他の国立大学法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等若しくは第10条の2第1項に規定する法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処

分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する他の国立大学法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等又は第10条の2第1項に規定する法人等役員となったときは当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間
- (3) 第8条第6項に規定する再び職員となった者の同項に規定する他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間
- (4) 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (5) 第9条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- (7) 第10条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間
- (8) 第10条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する法人等役員としての引き続いた在職期間
- (9) 第10条の2第2項に規定する場合における法人等役員としての引き続いた在職期間
- (10) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が認める在職期間

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の最高限度額）

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前本給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得

た額の合計額

(退職手当の基本額の調整)

第7条 当分の間、次の各号に該当する場合には、第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額にかかわらず、次の各号により計算した額とする。

(1) 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第11項までの規定により計算した額に100分83.7を乗じて得た額とする。

この場合において、第7条の3第1項中「第5条の2」とあるのは、「第5条の2、第7条第1号」とする。

(2) 略

(3) 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第8項の規定に該当する者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額とする。

(4) 略

(退職手当の調整額)

第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第22条第1項の規定による休職(職務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。))第6条に規定する法人その他これに準ずると学長が認める団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であって職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が職務の能率的な運営に特に資するものとして学長が認める要件を満たすものを除く。)、同規則第55条第1項第3号の規定による停職、国立大学法人琉球大学職員の育児・介護休業等に関する規程による育児休業(以下「育児休業」という。))若しくは育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))、国立大学法人琉球大学職員の自己啓発等休業に関する規程による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))その他これに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))のうち学長が認めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整

月額) を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 略

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、役職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のものの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの
零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 略

(退職手当の額に係る特例)

第7条の3 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員になったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、自己啓発等休業をした期間（当該自己啓発等休業に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務の能率的な運営に特に資するものとして学長が認める要件を満たすことについて、当該休業期間の初日の前日までに学長が認めたものを除く。）その他別に定める事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、放送大学学園（旧独立行政法人メディア教育開発センターから引き続いて職員となった者に限る。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）に使用される者が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間（当該他の国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定において当該他の国立大学法人等に使用される者としての在職期間に含めることとされている他の機関における在職期間を含む。ただし、当該他の国立大学法人等において退職手当相当額が含まれる年俸を受給する職員として在職していた期間があるときは、当該期間を除く。次項の場合において同じ。）を含むものとする。この場合において、その者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。ただし、退職により、この規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで他の国立大学法人等に使用される者となり、引き続き他の国立大学法人等に使用される者として在職し

た後引き続いて再び職員となった者の第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間として計算する。

- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8～9 略

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

- 第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（前条第5項に定める法人を除き、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている公庫等に限る。）（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3～5 略

（懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

- 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支

払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部(第3号に該当する場合においては、当該退職に係る退職手当の基本額の2分の1を限度とする。)を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇処分を受けて退職した者(諭旨解雇処分を受けて、催告期間内に勧告に応じないため懲戒解雇された者を含む。)

(2) 就業規則第27条第1項第2号の規定により解雇された者

(3) 諭旨解雇処分を受けて、催告期間内に勧告に応じて退職した者

2～3 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対し、まだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると学長が思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3～7 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し国立大学法人琉球大学常勤再雇用職員規程第11条又は国立大学法人琉球大学短時間再雇用職員規程第10条の規定による懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～8 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～3 略

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この

規程による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等に使用される者となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程により、その者の当該他の国立大学法人等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
 - 3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
 - 4 職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて国家公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等の機関の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程によりその者の当該国等の機関における国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 5～6 略

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2～4 略
 - 5 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき、職員となつた者に対する第8条第1項の規定による勤続期間の計算については、平成16年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定による退職手当算定の基礎となる在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
 - 6 略
 - 7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（大学教員及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。
 - 8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（大学教員及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。
- 9～10 略
- 11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第2号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用に

については、第5条の3並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「定年（大学教員にあつては65歳とし、大学教員以外の職員にあつては60歳とする）」とする。

国家公務員退職手当支給率早見表
(平成30年1月1日以降の退職)

勤続年数	法第3条			法第4条	法第5条	
	自己都合	亡期定(・終年十一・通了・一年・未・傷事募認・病務都合退勤続・退職(・一・公号・務外・死任)	(公務外傷病を除く)	亡期定(・終年十一・通了・一年・未・傷事募認・病務都合退勤続・退職(・一・公号・務外・死任)	務整理・上死・亡・應募・公務上退傷病(二・号)・公	亡期定(・終年二十・通了・五年・未・傷事募認・病務都合退勤続・退職(・一・公号・務外・死任)
年						
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511(4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022(5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注1) ()内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等(又はこれらに相当する手当)の月額合計額をいう。

(注3) 法附則第21項から第23項まで及び昭和48年法律第30号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数である。

琉球大学職員退職手当の調整額区分適用表

区分	調整月額	一般職本給表(一)			一般職本給表(二)			教育職本給表(一)			教育職基本年俸表(Ⅰ) 教育職基本年俸表(Ⅱ)			教育職本給表(三)			医療職本給表(二)			医療職本給表(三)			役員本給表 号数
		級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	
第1区分	95,400																						6号数
第2区分	78,750																						5～1号数
第3区分	70,400	10		20																			
第4区分	65,000	9		20				5	I種かつ 役職加算20%	20													
第5区分	59,550	8		20				5	役職加算20%	20				4		20							
第6区分	54,150	7		15				5	上記以外の者	15	5		20 15	4	IV種(14%以上)	15	8		15	7		15	
第7区分	43,350	6		15				4	役職加算15%	15				4	IV種	15	7 6		15 15	6		15	
第8区分	32,500	5		10	5	総括的業務を行う長	10	4	上記以外の者	10	4		15 10	3	IV種	10	5	IV種以上	10	5		10	
第9区分	27,100	4		10	5	上記以外の者	10	3		10	3		10	3 特2 2	V種以上 ※1	10 10	5	上記以外の者	10	4		10	
第10区分	21,700	3		5	4 3	在級期間が120月を超える者	5 5	2		5	2		5	2	※2	5	4 3		5 5	3 2		5 5	在級期間が360月を超える者
第11区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者																					

- この表は、令和5年4月1日以後に退職した者の平成18年4月1日以後の基礎在職期間について適用する。(この表は、国家公務員退職手当法施行令別表第1(第6条の3関係)ロの表等をもとに作成したものである。平成18年3月31日以前については、別表第1イの表を参照。)
- 適用範囲欄のローマ数字は管理職手当の適用区分を、役職加算欄の数値は期末・勤勉手当の基礎額となる役職段階別加算額の支給割合(%)を示す。
- 本学においては、I種及びIV種(14%以上)の適用なし。「IV種(14%以上)」は、平成16年以降廃止(法人化前から本学は適用なし)
- ※1:経験年数30年(大学4卒)以上、※2:経験年数12年(大学4卒)以上(大学4卒以外の学歴を有する場合は、修学年数調整可)
- 役員本給表欄は、役員退職手当規程第8条第1項又は職員退職手当規程第10条第2項の適用を受ける役員又は職員の役員在職期間について適用する。

計算例：一般職本給表(一)の1級に4年、2級に4年、3級に10年、4級に14年、5級に3年在職して定年退職した場合、該当する区分の高い方から60月(5年)分の調整月額を合計した額となるので、
32,500円(第8区分(5級))×36月(3年)=1,170,000円・・・①
27,100円(第9区分(4級))×24月(2年)=650,400円・・・②
①+②=1,820,400円が退職手当の調整額となる。 15

【教員】

月給制・年俸制問わず教員は全員教（一）

退職手当額計算書

実勤務期間より休職期間を除算して得た期間が退職手当額算出の期間となる勤務年数とする。（1月未満切り捨て）

氏名	琉大 太郎	級・号俸	教（一） 5級 7号俸
生年月日・年齢	昭和 ○年○月○日 65歳	俸給の調整額	調整数 2 30,000 円
職名	大学院担当教授	俸給月額	513,500 円
退職理由	定年	俸給の月額	543,500 円

5条の3	a 退職年月日 (歳)	d 割増率	(b の年齢 - a の年齢)	% = %
	b 定年に達する日 (誕生日の前日)		(歳 - 歳) ×	
	c 一定期間該当日 (定年に達する日の6月前)	俸給の月額		円

区分	在職期間	加(除・減)算年月数
勤務期間	実勤務期間 平成 2年12月1日 ~ 令和 8年3月31日	35年 4月
	理由等 育児休業期間 1 / 3 除算	実年月数 0年 10月 - 0年 3.333月
	平成 6年4月5日 ~ 平成 7年2月28日	
	理由等 休職等期間 1 / 2 除算	実年月数 0年 2月 - 0年 1.000月
	平成 20年5月6日 ~ 平成 20年8月30日	
	理由等 休職等期間 1 / 2 除算	実年月数 0年 2月 - 0年 1.000月
加(除・減)算期間	~	
理由等	実年月数 年 月	年 月
理由等	~	
理由等	実年月数 年 月	年 月
理由等	~	
理由等	実年月数 年 月	年 月
①退職手当額算出の基礎となる勤続年数		34年

5条の2の適用者に係る退職手当の基本額に係る特例	1号計算	④ 特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い前日	級 号俸
		俸給の調整額	調整数 円
	2号計算	⑤ 俸給の月額	円
		⑥ 5条の3適用の俸給の月額 (d 割増率 × ⑤ 特定減額前俸給の月額)	円
		勤続年数 (④までに係る勤続年数)	年
		⑦ 支給率	月
		⑧ (⑤又は⑥) × ⑦の支給率	円
		勤続年数 (①の勤続年数)	年
		⑨ 支給率	月
		⑩ (退職時の俸給の月額 × (⑨ 支給率 - ⑦ 支給率))	円
		円 × (月 - 月) =	円
		⑪ 退職手当の基本額 (⑧+⑩)	円 + 円 = 円

退職手当の基本額	適用条項等 5条1項	附則 2 1項	6条の5	② 退職手当の基本額
	支給率 55.95 月	83.7 / 100		46,83015 月
	金額 30,408,825.0000 円	25,452,186.5250 円	基本給月額 円	25,452,186.5250 円

法附則 3 条	新制度切替日時点にかかると退職手当の額	⑫ 新制度切替日の前日 (歳)	級 号俸
		俸給の調整額	調整数 円
	退職日にかかると退職手当の額	⑬ 俸給の月額	円
		⑭ 5条の3の割増率 (bの年齢-⑫の年齢×2%)	%
		⑮ 5条の3の俸給の月額 (⑬の俸給の月額×⑭の割増率)	円
		⑯ 勤続年数	年
		⑰ 旧法支給率	月
		調整率 (新調整率 / 旧調整率)	
		B (⑬又は⑮の俸給の月額×⑰の旧法支給率) × 新調整率 / 旧調整率	円
法附則 4 条	退職日にかかると退職手当の額	俸給の月額 (⑬の俸給の月額)	円
		⑱ 5条の3の俸給の月額 (⑬の俸給の月額×dの割増率)	円
		勤続年数 (①の勤続年数)	年
		⑲ 旧法支給率	月
		C (⑱又は⑮の俸給の月額×⑲の旧法支給率)	円
控除額	控除額	イ (A-C)	= 円
		ロ ③退職手当の調整額 × / 100	= 円
		ハ	円
		D (A-控除額(イ,ロ,ハ))	= 円

俸給表・級	区分	調整月額	期間	月数	計	③ 退職手当の調整額	
教育職本給表 (一) 5 級	06	54,150 円	R03.04 ~ R08.03	60 月	3,249,000 円	勤続9年以下自己都合退職者、非違による退職者はなし。 勤続4年以下自己都合以外の退職者及勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については左記退職手当の調整額の合計額1/2相当額。	
		円		月	円		
		円		月	円		
		円		月	円		
		円		月	円		
		円		月	円		
		円		月	円		
		円		月	円		
合計					60 月	3,249,000 円	3,249,000 円
②の退職手当の基本額 × 106 /100						円	
退職手当の額	A (②または①の退職手当の基本額 + ③の退職手当の調整額)					25,452,186.5250 円 + 3,249,000 円 = 28,701,186.5250 円	

部局名: ○ ○ 学部

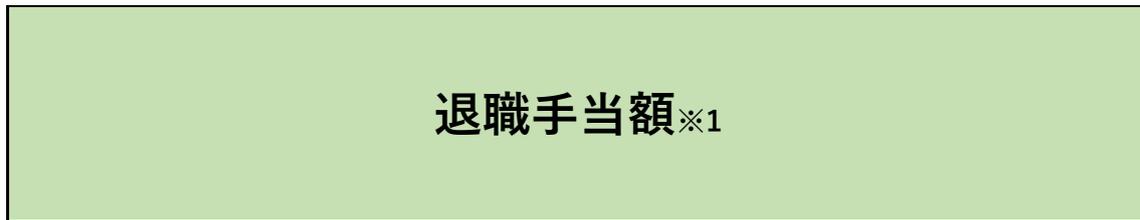
氏名: 琉大 太郎

(職員番号: 12345678)

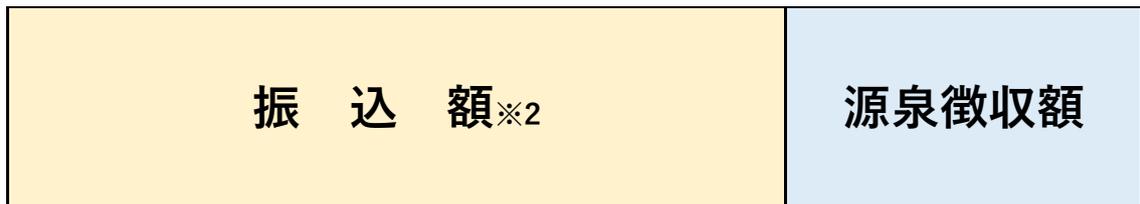
退職手当決定額

28,701,186 円

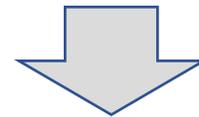
退職手当に係る税金について



※1 総支給額のこと。辞令で通知します。



※2 口座に振り込まれる額のこと。



所得税額
市町村民税
都道府県民税
特別徴収（市・県）
共済貸付金等 (該当者のみ)

(1) 退職手当に係る税金の概要

① 退職手当には所得税と市町村民税及び道府県民税がかかりますが、これらの税金は長年の勤務に対する報酬的給与、老後の生活保障的な所得であることなどが考慮され、その他の給与所得とは別個に税率を計算する分離課税方式が採られています。

② また、退職所得金額の計算に当たっては、その人の勤続年数に応じて大幅な退職所得控除額という控除が設けられ、税の負担が軽くなるよう特別の配慮がされています。

(2) 退職手当に係る税金

税金は退職手当の支払を受ける際に徴収され、所得税法に基づく所得税は税務署へ、市町村民税及び道府県民税は、それぞれの市町村へ納付されます。

退職手当受給者には「退職手当の源泉徴収票」及び「退職手当支給調書」を交付します。この手続きで課税関係は終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

(3) 所得税の計算

所得税の計算については、下記をご確認ください。

- ① 特定役員(※3)としての勤続年数が5年以下の場合
→ 給与支給係に直接お問合せください
- ② 勤続年数5年以下かつ「(退職手当額) - (退職所得控除額) > 3,000,000円」の場合
→ P19、20 計算シートAでご確認ください
- ③ ①②に該当しない場合
→ P21、22 計算シートBでご確認ください

※3 (特定役員)

- I 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している者で一定の者
- II 国会議員や地方公共団体の議会の議員
- III 国家公務員や地方公務員

(4) 市町村民税及び道府県民税の計算

市町村民税及び道府県民税は下記の式で求めます。

市町村民税 = (課税する退職所得の金額 × 6%)

道府県民税 = (課税する退職所得の金額 × 4%)

税金の計算例 A (短期退職手当)

※勤続年数 5 年以下かつ「(退職手当額) - (退職所得控除額) > 3,000,000 円」の場合、短期退職手当等の計算になる。

1. 所得税の計算

退職する職員の
勤続年数が **5年0月**(※)
退職手当の金額が **6,000,000 円** の場合

(1) 上記例の場合、勤続年数は 5 年 (1 年未満の端数切り上げ) を、
23 ページ上段の「源泉徴収のための退職所得控除額の表」にあてはめると、
退職所得控除額は **2,000,000 円**

(退職手当額) (退職所得控除額)
6,000,000 円 - 2,000,000 円 = 4,000,000 円 > 3,000,000 円(※)

(2) 課税する退職所得の金額は

(退職手当額) (退職所得控除額)
1,500,000 円 + {6,000,000 円 - (3,000,000 円 + 2,000,000 円)} = 2,500,000 円
(千円未満切り捨て)

(3) 課税する退職所得金額 **2,500,000 円** を、24 ページ上段の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の算式に従って税額を求めたのが退職所得の源泉徴収税額です。

(控除額)
(2,500,000 円 × 10% - 97,500 円) × 102.1% = 155,702 円
(1 円未満切り捨て) . . . ①

2. 市町村民税及び道府県民税の計算

課税する退職所得の金額 (上記(2)で計算した額) **2,500,000 円** を基礎に計算

市町村民税 **2,500,000 円 × 6% = 150,000 円** . . . ② (百円未満切り捨て)
道府県民税 **2,500,000 円 × 4% = 100,000 円** . . . ③ (百円未満切り捨て)

3. 源泉徴収額 (=①+②+③)

155,702 円 + 150,000 円 + 100,000 円 = 405,702 円 (源泉徴収額)

4. 振込額

(退職手当額) (源泉徴収額) (振込額)
6,000,000 円 - 405,702 円 = 5,594,298 円

計算シート A (短期退職手当)

1. 所得税の計算

退職する職員の

勤続年数が _____ 年 _____ 月
退職手当の金額が _____ 円 の場合

(1) 上記例の場合、勤続年数は _____ 年 (1年未満の端数切り上げ) を、
23 ページ上段の「源泉徴収のための退職所得控除額の表」にあてはめると、
退職所得控除額は _____ 円

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ \text{(_____ 円 - _____ 円) = _____ 円} \end{array}$$

(2) 課税する退職所得の金額は

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ 1,500,000 \text{ 円} + \{ \text{ _____ 円} - (3,000,000 \text{ 円} + \text{ _____ 円}) \} = \text{ _____ 円} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \end{array}$$

(3) 課税する退職所得金額 _____ 円を、24 ページ上段の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の算式に従って税額を求めたのが退職所得の源泉徴収税額です。

$$\begin{array}{l} \text{(控除額)} \\ \text{(_____ 円} \times \text{ _____ \%} - \text{ _____ 円) } \times 102.1\% = \text{ _____ 円} \\ \text{(1円未満切り捨て)} \rightarrow \text{①} \end{array}$$

2. 市町村民税及び道府県民税の計算

課税する退職所得の金額 (上記(2)で計算した額) _____ 円 を基礎に計算

$$\text{市町村民税} = \text{(_____ 円} \times 6\% \text{)} = \text{ _____ 円} \rightarrow \text{② (百円未満切り捨て)}$$

$$\text{道府県民税} = \text{(_____ 円} \times 4\% \text{)} = \text{ _____ 円} \rightarrow \text{③ (百円未満切り捨て)}$$

3. 源泉徴収額 (=①+②+③)

$$\text{ _____ 円} + \text{ _____ 円} + \text{ _____ 円} = \text{ _____ 円 (源泉徴収額)}$$

4. 振込額

(退職手当額) (源泉徴収額) (振込額)

$$\text{ _____ 円} - \text{ _____ 円} = \text{ _____ 円}$$

税金の計算例B

1. 所得税の計算

退職する職員の
勤続年数が **36年10月**
退職手当の金額が **21,546,738円** の場合

- (1) 上記例の場合、勤続年数は37年（1年未満の端数切り上げ）を、
23 ページ上段の「源泉徴収のための退職所得控除額の表」にあてはめると、
退職所得控除額は **19,900,000円**

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ 21,546,738 \text{円} - 19,900,000 \text{円} = 1,646,738 \text{円} \end{array}$$

- (2) 課税する退職所得の金額は

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ \text{課税する退職所得金額} = (21,546,738 \text{円} - 19,900,000 \text{円}) \times 1/2 = \underline{823,000 \text{円}} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \end{array}$$

- (3) 課税する退職所得金額 **823,000円** を、24 ページ上段の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の算式に従って税額を求めたのが退職所得の源泉徴収税額です。

$$\begin{array}{l} \text{(控除額)} \\ (823,000 \text{円} \times 5\% - 0 \text{円}) \times 102.1\% = \underline{42,014 \text{円}} \text{ (1円未満切り捨て)} \cdots \text{①} \end{array}$$

2. 市町村民税及び道府県民税の計算

課税する退職所得の金額（上記(2)で計算した額） **823,000円** を基礎に計算

$$\begin{array}{l} \text{市町村民税} \quad 823,000 \text{円} \times 6\% = 49,300 \text{円} \cdots \text{② (百円未満切り捨て)} \\ \text{道府県民税} \quad 823,000 \text{円} \times 4\% = 32,900 \text{円} \cdots \text{③ (百円未満切り捨て)} \end{array}$$

3. 源泉徴収額(=①+②+③)

$$42,014 \text{円} + 49,300 \text{円} + 32,900 \text{円} = 124,214 \text{円 (源泉徴収額)}$$

4. 振込額

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \quad \quad \text{(源泉徴収額)} \quad \quad \quad \text{(振込額)} \\ 21,546,738 \text{円} \quad - \quad 124,214 \text{円} \quad = \quad 21,422,524 \text{円} \end{array}$$

計算シートB

1. 所得税の計算

退職する職員の

勤続年数が _____ 年 _____ 月
退職手当の金額が _____ 円 の場合

(1) 上記の場合、勤続年数は _____ 年（1年未満の端数切り上げ）を、
23 ページ上段の「源泉徴収のための退職所得控除額の表」にあてはめると、
退職所得控除額は _____ 円

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ \text{(_____ 円 - _____ 円) = _____ 円} \end{array}$$

(2) 課税する退職所得の金額は

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(退職所得控除額)} \\ \text{課税する退職所得金額} = \text{(_____ 円 - _____ 円) } \times 1/2 = \text{ _____ 円} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \end{array}$$

(3) 課税する退職所得金額 _____ 円を、24 ページ上段の「退職所得の源泉徴収
税額の速算表」の算式に従って税額を求めたのが退職所得の源泉徴収税額です。

$$\begin{array}{l} \text{(_____ 円 } \times \text{ _____ \% - _____ 円) } \times 102.1\% = \text{ _____ 円} \\ \text{(1円未満切り捨て) } \rightarrow \text{①} \end{array}$$

2. 市町村民税及び道府県民税の計算

課税する退職所得の金額（上記(2)で計算した額） _____ 円 を基礎に計算

$$\text{市町村民税} = \text{(_____ 円} \times 6\%) = \text{ _____ 円} \rightarrow \text{② (百円未満切り捨て)}$$

$$\text{道府県民税} = \text{(_____ 円} \times 4\%) = \text{ _____ 円} \rightarrow \text{③ (百円未満切り捨て)}$$

3. 源泉徴収額(=①+②+③)

$$\text{ _____ 円} + \text{ _____ 円} + \text{ _____ 円} = \text{ _____ 円 (源泉徴収額)}$$

4. 振込額

$$\begin{array}{l} \text{(退職手当額)} \quad \text{(源泉徴収額)} \quad \text{(振込額)} \\ \text{ _____ 円} - \text{ _____ 円} = \text{ _____ 円} \end{array}$$

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和8年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円
	800	1,800		25年	10,800
3年	1,200	2,200	26年	11,500	12,500
			27年	12,200	13,200
4年	1,600	2,600	28年	12,900	13,900
5年	2,000	3,000	29年	13,600	14,600
6年	2,400	3,400	30年	14,300	15,300
7年	2,800	3,800	31年	15,000	16,000
8年	3,200	4,200	32年	15,700	16,700
9年	3,600	4,600	33年	16,400	17,400
10年	4,000	5,000	34年	17,100	18,100
11年	4,400	5,400	35年	17,800	18,800
12年	4,800	5,800	36年	18,500	19,500
13年	5,200	6,200	37年	19,200	20,200
14年	5,600	6,600	38年	19,900	20,900
15年	6,000	7,000	39年	20,600	21,600
16年	6,400	7,400	40年	21,300	22,300
17年	6,800	7,800	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
18年	7,200	8,200			
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,400	9,400			
22年	8,800	9,800			
23年	9,200	10,200			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 所得税法第30条第6項第1号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（令和8年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等 ^(※1) の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
短期退職手当等 ^(※2) の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 $150万円 + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300万円 + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等 ^(※3) の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

- (※) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

- (注) 1 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和8年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〳	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円 〳 6,950,000円 〳	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円 〳 9,000,000円 〳	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円 〳 18,000,000円 〳	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円 〳 40,000,000円 〳	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000円 〳	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、以下の別表（別表第一～別表第四）を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額及び別表第三により求めた基礎控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者（特別）控除の額及び扶養控除の額又は特定親族特別控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第四に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法（平成24年3月31日財務省告示第116号（令和7年4月30日財務省告示第123号改正））（令和8年分）〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
—	158,333	54,167円
158,334	299,999	(A) × 30% + 6,667円
300,000	549,999	(A) × 20% + 36,667円
550,000	708,330	(A) × 10% + 91,667円
708,331	—	162,500円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配偶者（特別）控除の額	31,667円
扶養控除の額又は特定親族特別控除の額	31,667円 × 源泉控除対象親族の数

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
—	2,120,833	48,334円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834	—	0円

別表第四

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以上	以下	
円	円	
—	162,500	(B) × 5.105%
162,501	275,000	(B) × 10.210% - 8,296円
275,001	579,166	(B) × 20.420% - 36,374円
579,167	750,000	(B) × 23.483% - 54,113円
750,001	1,500,000	(B) × 33.693% - 130,688円
1,500,001	3,333,333	(B) × 40.840% - 237,893円
3,333,334	—	(B) × 45.945% - 408,061円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

退職時に給与所得に係る住民税（月割額）の残額がある場合

給与所得者等に対する住民税は、通常給与の支払いの際、市町村から送付される「年税額通知書」に基づき毎月の給与から徴収する（特別徴収）ことになっています。

これは、前年中（1月～12月）の給与所得等を課税標準として、その翌年度に課税する方法がとられ、6月から翌年の5月までの1年間で徴収することになっています。

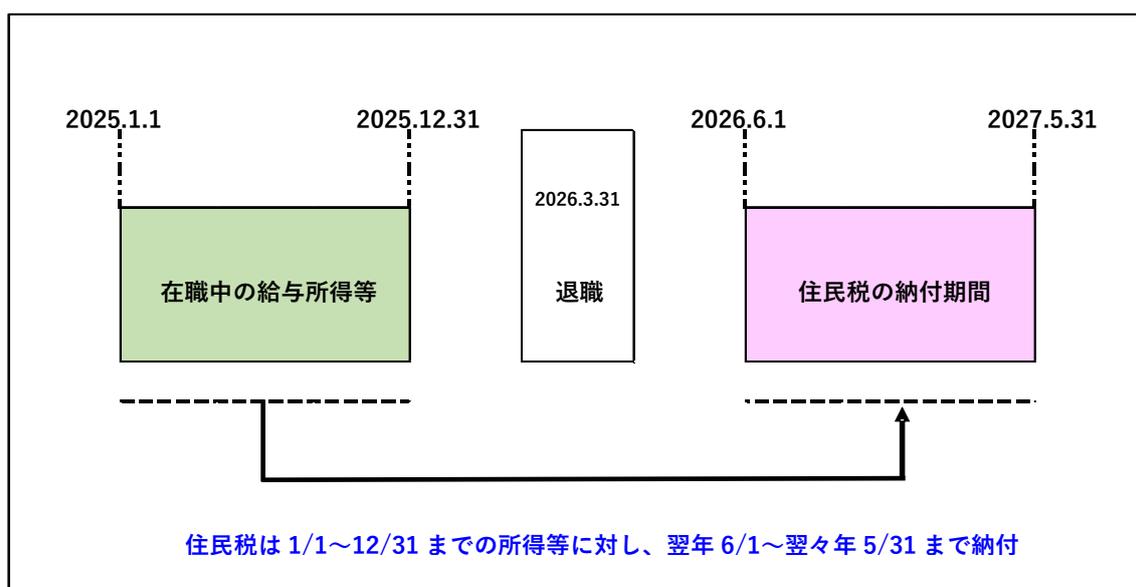
このことから、3月において退職すれば、4月、5月分の2か月分が残ることになりますので、退職時に2か月分を一括徴収いたします。

なお、徴収方法は、退職した日がいつであるかによって、採用すべき方法が異なります。
退職する日が

- ・1月から5月までの間に退職した場合 → 一括徴収（退職金で徴収）
- ・6月から12月までの間に退職した場合 → 普通徴収

普通徴収とは、市町村から直接給与所得者本人に送付される納税通知書に基づき、本人が銀行やコンビニ、役所等で納付する方法をいいます。

※ 退職後（2026年6月以降）の市町村民税の額は、翌年の2027年5月分まで、退職する月に支払っていた額に近い金額が市町村より請求されますので、ご注意ください。



問い合わせ先

【退職手当額の算定に関すること】

【担当】 総務部人事企画課給与係

電 話 : 8025

E-mail : jnkyuyo@acs.u-ryukyu.ac.jp

係 URL : https://hrps.skr.u-ryukyu.ac.jp/0_main/トップページ/給与係/退職手当/

「学内広報」→「学内サイト」→「人事企画課」→「給与係」
上記 URL にて、「本給月額」「本給の調整額」について確認できます。

【退職手当の支給・税金等に関すること】

【担当】 総務部職員課給与支給係

電 話 : 8062、2170

E-mail : jnsikyu@acs.u-ryukyu.ac.jp